

支援対象学生 公募に係る Q&A 集

第 1 版(2025.9.8)

【SPRING の制度見直しについて】

Q1:SPRING の制度見直し (<https://www.jst.go.jp/report/2025/250709.html>) に関する様々な報道がなされているが、2026 年度の本公募から制度が変更されるのか。

A:2026 年度の本公募から制度が変更となります。新制度では、留学生に対する研究奨励費(生活費相当額)の支援は下記の通りとなります。新制度における具体的な要件・支援内容等は、詳細が判明次第、本学 HP、本 Q&A 集等において周知します。

- ①2026 年度は、研究奨励費(生活費相当額)の支援あり(従来制度)
- ②2027 年度以降は、研究奨励費(生活費相当額)の支援なし(新制度)

Q2:本募集における「留学生」の定義を教えてください。

A:「留学生」に含まれる具体的な要件については確認中です。国から具体的な要件が開示され次第、本学 HP、本 Q&A 集等において周知します。

Q3:本募集(2026 年度)で採用された留学生は、2027 年度以降も研究奨励費(生活費相当)の支援を受けることができるのか。あるいは 2027 年度以降、研究奨励費(生活費相当)の支援がなくなる可能性があるのか。

A:本募集(2026 年度)で採用された留学生に対しては、以下の通りとなります。

- ①2026 年度は、研究奨励費(生活費相当額)の支援あり(従来制度)
- ②2027 年度以降は、研究奨励費(生活費相当額)の支援なし(新制度)

Q4:2025 年度以前に本プロジェクトに採用された留学生も、2027 年度以降、研究奨励費(生活費相当)の支援がなくなるのか。

A:2025 年度以前に本プロジェクトに採用された留学生については、標準修業年限までは従来制度の支援を受けることができます。

Q5:2027 年度以降、留学生に対する研究奨励費(生活費相当額)の支援はなくなるのか。

A:2026 年度以降に本プロジェクトに採用された留学生に対する研究奨励費(生活費相当額)の支援は、2027 年度以降はなくなる予定です。

1.【応募資格・資格喪失について】

Q1-1:国籍は問わないのでしょうか。

A:国籍条項はありません。

Q1-2:外国人留学生は対象となるのでしょうか。

A:外国人留学生も対象となりますが、募集要項の「5.応募資格」を満足することが要件となります。

Q1-3:社会人も対象となるのでしょうか。

A:社会人入試を経て入学された方であっても、所属機関から生活費相当額として年間240万円を超える給与、役員報酬またはその他の安定的な収入を得ていないなど、募集要項の「5.応募資格」に列挙されているその他の除外要件に該当しなければ、申請可能です。

Q1-4:年齢制限はないのでしょうか。

A:年齢制限は設けていません。

Q1-5:現在アルバイトで収入を得ています。その場合、申請できますでしょうか。

A:申請時点においては、収入要件はありません。また、アルバイト(RAやTA等)による収入は「安定的な収入」とはみなされないため、採用後もアルバイトを行うことは妨げません。ただし、本プロジェクトは、研究奨励費の支給により研究に専念していただく環境を整えることを目的としておりますので、可能な限り研究活動に時間を充てていただきたいと考えています。なお、アルバイトを理由に、本プロジェクトが求める義務(各種プログラムへの参加等)が免除されることはありません。

Q1-6:採用後、TA やRAなどを兼ねることができのでしょうか。

A: Q1-5 の回答と同様です。

Q1-7:「5.応募資格」の「(2)⑥その他本事業の支援対象外となる者」は何を指しているのですか。

A:この事業の支援内容と重複するような支援を受けている場合は、対象外となります。支援の重複が懸念される場合は、応募前に研究企画課にご相談ください。

Q1-8:大学院博士後期課程に進学する予定であるが、進学予定の研究科の入試が終わっていない。入試に合格していなければ、応募できないのか？

A:入試が終わっていなくとも、応募できます。ただし、2026年4月1日時点(採用時点)において、募集要項の「5.応募資格」を満たしている必要があります。

Q1-9:2025年度は240万円を超える安定的な収入があったが、2026年度以降はその収入が途絶える予定である。この場合は、応募できると考えてよいか？

A:応募できます。なお、SPRINGの支援期間中に、年間240万円を超える安定的な収入を得ることになった場合には、支援を辞退していただきます。

Q1-10:支援対象学生としての資格が喪失されるのはどのような場合ですか？

A:「応募資格」に記載の要件を満たさなくなった場合の他、次の場合にも支援対象学生の資格を喪失します。

- (1) 支援期間中に休学する場合
- (2) 退学等により本学の学籍を失った場合
- (3) 同志社大学学生の懲戒に関する規程に基づき懲戒を受けた場合
- (4) 同志社大学研究活動上の不正行為への対応に関する規定に基づき、不正行為があったとの決定を受けた場合
- (5) SPRING 運営委員会が、本プロジェクトの義務等の履行状況を踏まえ、支援対象学生として不適当と判断した場合

Q1-11: 支援対象期間中に海外留学することを計画しています。海外留学のために休学した場合でも、支援対象学生としての資格が喪失されるのでしょうか？

A: 理由に拘らず「休学」する場合は、支援対象学生の資格を喪失します。

Q1-12: 支援対象期間中に海外留学のために休学し、支援対象学生としての資格が喪失したのち、海外留学から戻り復学した場合は、支援が再開されるのでしょうか？

A: 支援対象学生の資格を喪失しているため支援は再開されません。ただし、応募資格を満たす公募に再度申請することは妨げません。

2.【申請手続きについて】

2.1<全般>

Q2-1-1: 申請書は英語で記載しても良いのでしょうか。

A: 英語による申請書の作成も可能です。ホームページの公募情報に掲載している英語版の様式にて申請してください。

Q2-1-2: 申請書に間違いがあったので差し替えたい。どうすればよいか？

A: 申請後は、いかなる理由があっても修正や申請書類の再提出は認めていません。申請前に、入力事項に誤りがないか、添付する資料に漏れはないか、添付する資料に間違いがないか、確認の上、申請を行ってください。

Q2-1-3: 申請書に変更はないが、推薦状ファイルの添付に間違いがあったので追加提出したい。どうすればよいか？

A: 申請後は、いかなる理由があっても修正や申請書類の再提出は認めていません。申請前に、入力事項に誤りがないか、添付する資料に漏れはないか、添付する資料に間違いがないか、確認の上、申請を行ってください。

2.2<志望理由書・研究計画書について>

Q2-2-1: 支援対象とされている「挑戦的・融合的な研究」とはどのような研究を想定されているでしょうか。

A: 価値観や世界観の違い、研究科や研究室など既存の枠組みを越えて、社会課題への挑戦、新たな領域の開拓、世界を股にかける実践を目指そうとする研究を想定しています。

Q2-2-2: 私は留学生です。大学院修了後、母国に帰って研究者になる計画ですが、本プロジェクトの支援対象となりますか。

A: 本プロジェクトは、研究に対する意欲を有し続け、将来の我が国の科学技術・イノベーション創出を担う、個の尊厳とヒューマニティを損なわない倫理や良心を備えた高度専門人材の育成を目的としています。したがって、留学生如何に関わらず、将来の我が国の科学技術・イノベーションの創出に貢献しないことがあきらかな場合は、支援対象とはなりません。留学生の立場であっても、大学院修了後、日本のアカデミアや企業等に就職することを計画している場合は、支援対象となります。申請書においても重要な点となりますので、特に留学生の方は、どのようにして、将来の我が国の科学技術・イノベーション創出に貢献する計画なのかを記載するようにしてください。

Q2-2-3: 海外活動計画の具体例としてどんなことを記載すればいいでしょうか。

A: まず、自身の研究のグローバルな位置付けを明確にして頂きます。そのうえで、自身の研究を発展・深化させるために、どのような海外活動が必要かを記載ください。例えば、新たな技術、ノウハウが必要であれば、海外研究機関のラボ等を訪問して海外研究者とディスカッションを行うことや、海外研究機関にて共同実験を行う計画などが想定されます。また、海外で開催される国際学会やワークショップへ参加し、研究者と議論を実施し、研究に関わる新たな着想を得る、共同研究への発展を目指すといったことも想定しています。

Q2-2-4: 海外活動計画は、海外へ実際に訪問することが前提となりますでしょうか。

A: 原則として海外渡航を前提としています。実際に現地へ赴き、海外インターンシップや海外留学、海外交流を、実施することを想定しています。

Q2-2-5: パンデミック等により、海外活動の実施が困難となった場合、どのようにすれば良いでしょうか。

A: パンデミック等の事情により、海外渡航ができない場合は、オンラインによる活動等で代替することも可能です。詳しくは採用後に個別にご相談ください。なお、「志望理由及び研究計画書」は、海外活動を実施できる状況にあることを前提に作成してください。

Q2-2-6: 海外活動の期間としては、どのくらいの期間が想定されているでしょうか。

A: 期間に関する要件はありません。海外活動費（渡航費、滞在費等）の支援（上限40万円）、研究費、研究奨励費等を活用し、実行可能性の高い計画を立ててください。

ただし、長期の海外活動に関しては、在学中の授業科目等の履修の観点から、在学しながらの活動

が認められない場合もあります。休学して海外活動を実施する場合、支援対象学生の資格を喪失しますので、研究科において、在学しながらの活動が認められる範囲で計画をたてて頂く必要があります。

また、コロナ禍や紛争が各所で生じている今般においては、海外渡航に関して、研究科内で所定の手続きが事前に必要な場合が多いので留意いただく必要があります。

そのため、海外活動の策定・実施においては、海外活動期間の長さに関わらず、指導教授ならびに所属研究科に事前に十分相談のうえ策定・実施をお願いします。

Q2-2-7:私は留学生ですが、母国における調査も海外活動計画として認められるでしょうか。

A:海外活動の趣旨の一つは、他者や異文化理解を通した国際性の涵養にあります。原則として母国以外での活動を想定していますが、研究分野や研究内容によって事情が異なりますので、採用後に個別に研究企画課にご相談ください。

Q2-2-8:海外活動計画について、博士後期課程4年目以降の海外留学等についても記載しても良いでしょうか。また、博士後期課程4年目以降の計画は海外活動費の助成対象となるでしょうか。

A:3年次までの計画が審査の対象となります。また、本プログラムは、長期履修が認められている場合であっても、標準修業年限内の支援（博士後期課程1～3年次、一貫制博士課程3～5年次）が前提ですので、それを超えた海外留学等については海外活動費の助成対象となりません。

Q2-2-9:SPRING への採用後に、申請書に記載した研究計画が変更になる可能性があるが、問題ないか？

A:申請時点の研究計画を記載してください。研究の進展に伴い、研究計画が変更になっても問題ありません。なお、研究テーマそのものが大幅に変更になる場合には、所定の「研究テーマ変更」手続きによる承認を得ることによって、SPRING による支援を継続することができます。

Q2-2-10:申請書（研究計画書）の作成にあたり、審査員の専門分野を教えてください。

A:審査員は、本学の教員および外部の専門委員から、文系・理系のバランス等に配慮して決定しますが、必ずしも申請者の研究領域の専門家とは限りません。申請書（研究計画書）の作成にあたっては、異分野の研究者にも、その内容が伝わるように配慮・工夫してください。

Q2-2-11:申請書のフォントは、文字サイズが 10.5 ポイント以上であれば、所定様式の初期設定から変更してもよいでしょうか？

A:フォントの変更は可能です。

Q2-2-12:申請書はカラーの状態で審査されますか？それとも白黒印刷されたものが用いられますか？

A:書面審査は、提出いただいた pdf ファイルのまま実施します。

2.3<指導教員からの推薦状について>

Q2-3-1:2026 年度に博士後期課程に入学予定であるが、入学後の指導教員は現時点で決定していない。推薦状を作成する指導教員は、現在の指導教員のことを指すのか?現在の指導教員の推薦状でもよいか?

A:推薦状を作成する指導教員は、2026 年度 4 月 1 日時点の指導教員です。入学後、指導を受けたいと希望する教員に事前にコンタクトを取るなどし、本事業趣旨及び入学後の研究計画等について十分説明・理解を得たうえで、推薦状をもらって提出してください。

Q2-3-2:指導教員からの推薦状の提出はなぜ必要なのか?

A:本プロジェクトに採用されると、自らの研究活動に加え、研究者としてのキャリア開発にも取り組んでいただくこととなります(「6. 義務」参照)。採用後の研究活動とキャリア開発の両立にあたり、あらかじめ指導教員からの推薦状をもらって提出してください。

Q2-3-3:博士後期課程への進学にあたり、所属する研究科や専攻が変わり、指導教員も変更となります。この場合、「指導教員からの推薦状」は、どちらの指導教員からもらえばよいでしょうか?

A:2026 年 4 月 1 日時点の所属の指導教員から推薦状をもらってください。

Q2-3-4:現在、他機関(同志社大学以外)に所属しており、2026 年 4 月 1 日から同志社大学博士後期課程に進学予定です。この場合、「指導教員からの推薦状」は、どの指導教員からもらえばよいでしょうか?

A:2026 年 4 月 1 日時点の所属の指導教員から推薦状をもらってください。

Q2-3-5:「指導教員からの推薦状」について、自筆のサインをいただいた上で PDF ファイルを提出するとのことですが、電子サインは有効でしょうか?手書きのサインをいただいた上で PDF ファイルに変換し、提出しなくてはならないのでしょうか?

A:電子サインではなく、自筆のサインを頂いたうえで、PDF ファイルに変換して提出してください。

Q2-3-6:「指導教員からの推薦状」について、これは書面の写真を撮るまたはスキャナーで読み込んだものを PDF 形式にしてアップロードするということでしょうか?あるいは PDF ファイルへの電子署名が必要なのでしょうか?

A:自筆サインをもらった推薦状を PDF ファイルに変換してアップロードしてください。PDF ファイル自体への電子署名の手続きは不要です。

2.4<英語能力を示す公的スコアの写しについて>

Q2-4-1:英語能力を証明する公的スコアの提出が求められている理由は何か?

A:採用後の様々なプログラムの受講において、一定以上の英語能力が求められることから、申請時の要件としています。採用後のプログラムの受講に支障がない英語能力を有していることを確認するために用います。

Q2-4-2: 英語能力を証明する公的スコアに関して、所定の期間の受験結果がなければ、所定の期間よりも古いものでもよいのか？

A: 募集要項に記載の期間内に受験したものを提出してください。期間外の場合は、申請を受理しません。

Q2-4-3: 私は英語を母国語とする国の出身であり、英語能力を証明する公的スコア(写し)の提出免除の要件を満たしているが、申請 form の入力において、添付ファイルを求められ、申請を完了できない。どうすればよいのか？

A: 英語能力を証明する公的スコア(写し)の提出を免除される場合は、所定の様式「英語能力証明書の提出免除届」を作成し、提出してください。

Q2-4-4: 「英語能力証明書の提出免除届」にはどのようなことを記載すれば良いでしょうか？

A: 英語能力を証明する公的スコア(写し)の提出を免除するとしている、英語を母国語とする国出身であることや、主要言語が英語圏の大学・大学院等の高等教育を卒業・修了したことがわかるよう、客観的に判断できる内容(例えば、卒業・修了した大学・大学院等の WEB 等を引用するなど)を記載してください。

2.5<日本学術振興会・特別研究員(DC)への申請結果について>

Q2-5-1: 日本学術振興会・特別研究員(DC)への応募実績がない場合でも申請は受理されるということであるが、その場合、日本学術振興会・特別研究員(DC)の審査結果に関する加点が行われないということなので、事実上、採用されることはないということではないのか？

A: 日本学術振興会・特別研究員(DC)への応募実績がない場合、あるいは応募実績があっても申請結果(審査結果の写し)の提出がない場合には、同スコアに基づく加点は実施しませんので、応募実績・申請結果(審査結果の写し)の提出がある申請者と比べるとかなり不利な状況になります。「書面審査」「面接審査」の結果によっては、採用されることもあります。極めて不利な状況になりますので、日本学術振興会・特別研究員(DC)への応募および申請結果(審査結果の写し)の提出を強くお勧めします。

3.【審査について】

Q3-1: 指導教員からの推薦状の内容は選考に影響するのか？

A: 推薦状は、指定様式(定型)としており、選考には影響しません。本プロジェクトに採用されると、自らの研究活動に加え、研究者としてのキャリア開発にも取り組んでいただくこととなります(「6. 義務」参照)。採用後の研究活動とキャリア開発の両立にあたり、あらかじめ指導教員からの推薦状をもらって提出していただきます。

Q3-2: 英語能力を証明する公的スコアを提出することとなっているが、スコアは審査に影響するのか(スコアが高いと加点されるのか)。

A:採用後の様々なプログラムの受講において、一定以上の英語能力が求められることから、申請時の要件としています。採用後のプログラムの受講に支障がない英語能力を有していることを確認するために用います。スコアそのものを加点することはありません。

Q3-3:選考は、「日本学術振興会・特別研究員の審査結果における総合評価 T スコア」と、「書面審査」および「面接審査」によって付された評点の 3 つの評点を総合した「総合審査」によって実施されるとあるが、それぞれの重み(点数の重み付け)はどのような比率となっているのか？

A:具体的な比率は公開ませんが、それぞれ同等の重みをもって総合的に審査を行います。

Q3-4:「日本学術振興会・特別研究員の審査結果における総合評価 T スコア」の加点方法を教えてください。

A:加点の具体的な方法は公開しておりません。

Q3-5:面接審査はオンラインで実施できないのか。現地参加できない場合は、どうすればよいのか？

A:面接審査は、本学今出川校地における対面形式を予定しています。オンライン開催は予定しておりません。事前に日程をお知らせしておりますので、調整の上、参加いただきますようお願いします。なお、面接審査に参加できなかった場合は、面接審査における評点は付与されません。

Q3-6:面接審査は英語でも実施してもらえるのか？

A:プレゼンテーション及び質疑のいずれにおいても、英語での実施が可能です。

Q3-7:面接審査のプレゼンテーション資料は、当日 USB メモリ等に持ち込んで実施できるか？

A:プレゼンテーション資料は事前提出、かつ提出後の差し替えは不可としています。当日差し替え資料を持参しても対応しませんので、所定の期日までに完成版を提出いただきますようお願いします。なお、募集要項にも記載しておりますが、面接審査対象者への連絡からプレゼンテーション資料の提出締め切りまで時間が限られておりますので、あらかじめプレゼンテーション資料の作成に着手しておくことをお勧めします。

4.【義務について】

Q4-1:義務を果たすことができなかった場合は、どのような扱いになるのか。

A:義務を果たしていただくことを前提に採用しておりますので、義務の履行状況が芳しくない場合は、SPRING 運営事務局から改善を求めます。それでも改善されない場合や、義務を果たせなかった場合は、支援対象学生の取り消しや、研究奨励費等の返金を求めることがあります。義務としているプログラムの中には、開催期日が決まっているものもあります。できるだけ早く通知しますので、日程調整の上、参加いただくようお願いします。また、調整が困難なことも想定されるため、支援開始後、できるだけ早い年次で、かつ計画的に実施いただくようお願いします。

Q4-2: 支援対象学生に支援終了後にまで義務を課しているのはなぜでしょうか。

A: 支援対象学生については、支援終了後も、博士課程修了後の追跡調査への協力や、JGRAD の情報更新についての義務を課しています。本プロジェクトは、国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST) の「次世代研究者挑戦的研究プログラム」のもとで実施しており、JST から大学に対して、修了生のキャリアを10年以上、追跡調査することが求められています。支援対象となられた方は、連絡先に変更が生じた際には、支援終了後であっても、必ずご連絡いただく必要があります。

Q4-3: プロジェクトに採用された場合、毎年度、日本学術振興会特別研究員への応募が義務付けられますか。

A: 2026 年度公募から、SPRING 支援対象学生には「日本学術振興会・特別研究員 DC2」への応募を義務としていますので、毎年度、必ず応募してください。特にアカデミアの就職を希望される方にとって、特別研究員への採用実績は一定の評価につながりますので、日本学術振興会特別研究員 (DC2) への積極的なチャレンジを期待しています。

Q4-4: 日本学術振興会特別研究員に採用された場合で、SPRING の支援を継続したい場合は、日本学術振興会特別研究員の採用を辞退してもよいか? その場合、翌年度の日本学術振興会特別研究員への応募は求められますか。

A: 日本学術振興会特別研究員に採用された場合は、SPRING の支援を辞退し、日本学術振興会特別研究員として研究に取り組むことを想定しています (研究奨励費 (生活費相当)、研究費のいずれにおいても日本学術振興会特別研究員の方が、支援額が大きい)。SPRING の支援プログラムについては、プログラムの枠数によっては受講できることもありますので、SPRING 運営事務局までご相談ください。

Q4-5: 国際ジャーナルへの英語論文の投稿によって、本プロジェクトが定める海外活動の実施にかかる義務を果たしたことになりますか?

A: 「国際ジャーナルへの英語論文の投稿」は、本プロジェクトが定める海外活動の実施にかかる義務を果たしたことはありません。なお、研究および研究者としての発展を目指すうえで国際ジャーナルへの論文投稿は積極的に進めていただくようお願いしています。本プロジェクトでは、国際ジャーナルへの論文投稿を支援するために、オープンアクセス誌への論文掲載料の支援、国際研究広報の支援を実施しています。

5. 【研究奨励費等について】

Q5-1: 研究奨励費に税金はかかるのでしょうか。

A: 生活費相当額として支給される「研究奨励費」は雑所得として扱われますので、所得税、住民税の課税対象となります。ご自身で確定申告を行う必要があります。「研究費 (競争型研究費も含む)」や「海外活動費」は、大学が管理する予算となりますので、雑所得には該当しません (確定申告の対象には含まれません)。

Q5-2:研究費は自ら管理するのでしょうか。その使途に制限はありますか。また、次年度へ繰り越して、合算して高額な機器を購入するといった使い方はできますか。

A:研究費は、本学が管理します(プロジェクト生に支給するものではありません)。研究費の利用にあたっては、本学の研究費の執行ルールに従っていただくこととなります。限られた研究費を有効かつ計画的に活用いただくために、毎年度、年度当初に研究費計画書を作成していただき、その計画に基づき研究費を活用していただきます。なお、次年度への繰り越しは、原則できません。当該年度内で有効に活用する計画を策定してください。

Q5-3:研究費の使途は海外活動に限定されるのでしょうか。

A:海外活動に限定されません。海外活動を含め一般的な研究活動に必要な経費(実験材料・研究資料の購入、国内学会やフィールド調査の旅費、分析用ソフトウェアのライセンス費等)として使用できます。

6.【支援プログラムについて】

Q6-1:本プロジェクトにおける海外活動、国際性を涵養するための支援や取り組みを詳しく教えてください。

A:申請時に自身で海外活動計画を立て、採用後に具体化・実施していただくことを想定しています。研究分野や研究課題の特性にあわせて、本学や所属する研究科が持つリソースや、研究室や指導教授の先生のネットワーク、学外の各種プログラムなども活用いただき、企画・立案していただきます。実施にあたっては、博士キャリアコーディネーターが個別相談や面談等の機会を設け、メンターとして相談にのります。また、英語プレゼンテーション研修、英語論文執筆講座等、研究力強化のための各種研修を用意しますので、自身の能力開発に励んでください。

Q6-2:過年度のプロジェクト生から、海外活動費が競争的にしか配分されないという話を聞いた。海外活動はプロジェクト生への義務になっているが、海外活動費の配分がなかった場合でも、自費等により海外活動をしなければならないのか。

A:2024年度は、海外活動費を競争型で配分していましたが、2025年度からは、海外活動を計画するプロジェクト生全員に対して、海外活動費の支援枠を確保しています。年度当初に提出していただく海外活動計画において、同年度の海外活動の実施を計画している場合は、海外活動費の配分を受けることができます。ただし、海外活動費支援の趣旨にあわない計画、海外活動費の計画に合理性がない場合等は、計画の見直しを実施していただきます。当該年度の海外活動の実施を計画していない場合や、計画がある場合でも、その実行が著しく困難と思われる場合には、海外活動費の配分は実施しません。

Q6-3:語学力強化の支援は行われるのでしょうか。

A:採用後の様々なプログラムの受講において必要な英語能力は保持している前提です(Q2-4-1 参照)、語学力そのものを向上させるような支援は現段階では計画していません。語学力の強化に関しては、自ら研鑽を積んでください。ただし、研究活動上で必要となる英語によるプレゼンテーション能力

の向上を目指す研修等は計画しています。募集要項に記載の通り、本プロジェクトのプログラムの受講にあたり、英語に関する基礎力が求められるものがあります。語学力に不安がある場合は、自身で語学力の向上に取り組んでください。

7.【挑戦的・融合型研究加速経費(プロジェクト内競争的資金)について】

Q7-1: 支援対象学生に年額 40 万円の研究費のほか、挑戦的・融合的研究加速経費(プロジェクト内競争的資金)として、研究費の追加を希望する支援対象学生に対して、最大 30 万円/1 人の配分があるとされていますが、どのように配分されるのでしょうか。

A: 支援対象学生として採択されたのち、プロジェクト内で研究費の増額を募集します。自由で挑戦的・融合的な研究計画を提案してください。応募者には、事業統括をはじめとする本プロジェクトの運営に関わる教員、およびプロジェクト生全員を対象としたプレゼンテーションを実施していただきます。研究計画の提案書およびプレゼンテーションによる審査を行い、増額対象者及び支援額を決定します。挑戦的・融合的研究加速経費(プロジェクト内競争的資金)に応募しない場合も、応募者によるプレゼンテーションの場には参加していただき、様々な研究テーマに触れることで自らの研究の更なる発展につながることを期待しています。募集の詳細は、採用後に通知することとします。

なお、本プログラムによる支援規模(追加配分する研究費の総額)は、海外活動費の支援等、他の支援プログラムとのバランスに基づき決定します。したがって、採択件数(採択率)は、年度ごとに変動します。

Q7-2: 本プロジェクトに採用された場合、必ず本プログラム(挑戦的・融合型研究加速経費(プロジェクト内競争的資金))に応募しなければならないのか。

A: いいえ、研究費の追加を希望する場合のみ、応募してください。研究テーマによって必要となる研究費が大きく異なることから、本プログラムに応募するかどうかはプロジェクト生の判断に委ねています。研究費をさらに追加することでどのように研究を発展させられるかを自らに問う良い機会となりますので、応募に向けた検討を期待します。なお、プレゼンテーションの場に参加いただき、異分野の研究に振れ、新たな気付きを得ることも期待していますので、応募の如何に関わらず、積極的な参加を求めます。

Q7-3: 企業との共同研究への参画も期待されているとのことですが、共同研究先の企業は自分で探す必要があるでしょうか。

A: 本プロジェクトでの活動を通じて、企業等との共同研究に発展することを想定しています。共同研究の実施にあたっては、指導教員の先生とも調整のうえ進めていくことになります。

8.【その他】

Q8-1: 日本学術振興会特別研究員との違いは何でしょうか。

A: 日本学術振興会特別研究員は、独立行政法人日本学術振興会が特別研究員(DC1、DC2等)制度

に基づき、我が国の大学院博士課程在学者で優れた研究能力を有し、所属大学で研究に専念することを希望する者を「特別研究員-DC」として採用し、研究奨励金が支給されます。指導教員の指導の下で研究に専念することが想定されています。特にアカデミアの就職を希望される方にとっては、一定の評価が得られるものと考えられます。他方、本プロジェクトの支援を受けた学生は、アカデミアに限らず、多様なキャリアパスにおいて活躍することが期待されており、そのための支援プログラムを用意しています。

なお、本プロジェクトへの採用後も、日本学術振興会特別研究員(DC2)にチャレンジし、DC2に採用された学生も多数います。本プロジェクトを通じた研究者としての飛躍・発展を期待しています。

Q8-2:次年度(2027年度)以降の応募を考えていますが、募集予定はどのようになっていますか。

A:SPRING の制度見直し(<https://www.jst.go.jp/report/2025/250709.html>)も予定されており、現時点では未定です。公募を行う際には本学 HP にてご案内しますので、ご確認ください。

以上